

<p>最初の画面)</p> <p style="text-align: center;"><b>税理士法</b> ～あるべき税理士の姿～</p> 	<p>今回、この名青税シンポジウムでは税理士のあるべき姿という形で発表を行います。</p> <p>我々制度部は当初「自治権」というものを発表テーマに選びました。しかし、自治権といってもその言葉の範囲は広く、会則を自由に定められること、総会決議を他の誰からも否決されないこと（49条17項）、懲戒処分を自ら行えること、様々なものを含んでいます。</p> <p>そういったすべての事を研究テーマに取り入れるのは、論点もぼやけがちになりますし、時間にも限りがあり論点を掘り下げることができません。そこで我々は自治権＝懲戒処分権という形で定義づけをして「どうすれば懲戒権を得られるのか」という事をスタート地点として研究を開始しました。</p> <p>ですから、ここでいくつかお断りしておきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ここで取り扱う自治権というものは、特に断りがなければ懲戒権の事であること</li> <li>2. 広義の自治権には様々なものが含まれており、懲戒処分権だけ取り上げてどうしたらそれを得られるのかという事を考えることには無理があるのかもしれませんが、敢えて懲戒処分権についてのみ考えてみたということ</li> </ol> <p>こういった前提条件での発表を行いたいと思います。</p>
<p><b>税理士法第1条</b></p> <p>▶ 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする</p> 	<p>皆さんもご存知の税理士法1条でいう、「独立した立場」において納税義務者の信頼に応え、税務行政の適正な実現に寄与するのが税理士だとするならば、その処分に関しても、国や納税者に左右される事なく、自ら律する事ができてもおかしくないのではないか、つまり税理士会自体にも自治権があってもよいのではないか。という所からこのテーマは選ばれています。</p>
<p><b>存在意義と社会的地位</b></p> <p>歴史的背景の整理</p> <p>→もともと税理士は誰から何を求められてできたのか... 他の周辺の士業と比べてどうか...</p> <p>→その出自を明確にし、改正が行われてきた周辺士業を参考に</p> 	<p>それらの議論を始める前に、まず社会から求められている税理士像を考えるために、誰から何を求められて税理士制度が出来たのかという歴史的背景などを検討する必要があると考え、周辺の士業も含めて整理を行いました。</p>

## 全体の流れ

- ▶ 1. 四つの土業の比較
- ▶ 2. 社会に求められる税理士
- ▶ 3. 税理士や税理士会ができること
  - ・懲戒事例の公開
  - ・税務支援の義務化
  - ・研修制度の充実・義務化
  - ・資格区分制度の導入

結び

そして、そこから我々税理士に求められている、社会的要請について、国から求められる事、納税者から求められる事を二つの方向から整理し、現行の法律をできるだけ替えることなく税理士としてすべきことをまとめました。

全体の流れとしては、歴史的背景を整理し、3の「税理士や税理士会ができること」の前提となる議論として、社会から求められている税理士像を明らかにし、その中で我々税理士が行うべきことを大きく4つに分けて発表を進めていきたいと思えます。

そして、発表を終えた後に、皆様に簡単な意識調査と時間を区切った中での討論会を行いたいと考えています。発表の際に疑問に思ったこと、自分で感じた事をメモしながら最後の議論を活性化させていただけるようお願いいたします。こちらから皆さんにお尋ねするような質問もあるかもしれません。

### 兼職禁止:容疑の尾鷲市長書類送検、税理士業務 二重懲罰

三重県尾鷲市の尾鷲市長(41)が、昨年春の市長就任後に税理士業務を兼業していた疑いがあることが三重県警の調べで分かった。税理士法は、税理士が消費者と報酬を得る公職(議員を除く)を兼業することを禁じており、罰則は22日、尾鷲市長を司法違反容疑で書類送検した。

捜査関係者によると、公認会計士の資格をもつ尾鷲市長は2016年4月に尾鷲市長に就任以降も、公認会計事務所で税理士業務の相談が持たれている。

税理士法は、憲法上の公職に就く場合は税理士業務を行ってはならないとしている。罰則は1年以下の懲役または100万円以下の罰金。

尾鷲市長は名古屋市長、07年4月から公認会計士や税理士業務などを行う業務所の代表を務めている。尾鷲市長は2017年11月の選挙で任期満了の歳末に公選、選挙の歳末の市長となった。

尾鷲市長は名古屋市長、昨年10月に国政庁から電話で指摘されるまで業務を続けていたと認められ、「税理士法の認識が甘く、兼業できると思っていた」、容疑している。市長に送検されたが、罰則は22日、2月13日、尾鷲市長。

毎日新聞 2019年1月22日 14時5分

近々税理士法改正がなされる予定です。先日、税理士である尾鷲市長が書類送検された事は皆様も記憶に新しいことと思えます。その中で「税理士法の認識が甘く、兼業できると思っていた」といっています。

普段税理士法を見なくても税理士業務に支障はないかもしれませんが、しかし、こういった事が起きた場合「法の不知」は理由になりません。知らない間に自分たちの業務範囲が変えられているのかもしれない、無関心が呼ぶ結果はそんな危険が潜んでいるかもしれません。

この発表が少しでも税理士法の理解を深めるきっかけになればよいと、われわれ制度部一同感じております。そんな気持ちで発表を聞いていただければ幸いです。

それでは、周辺の土業について比較したものをみていきたいと思えます。

## 四士業の比較

弁護士 司法書士 公認会計士 税理士

ここでは弁護士、司法書士、公認会計士、税理士という4つの士業について整理をしていきます。

制度成立の背景(弁護士・司法書士)



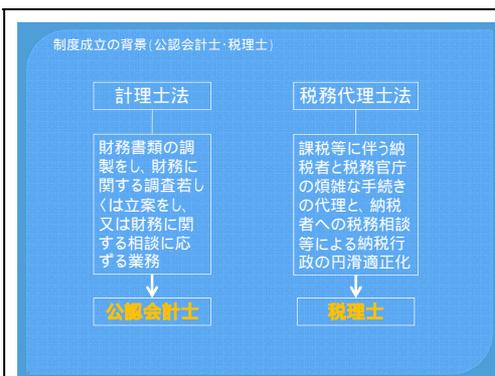
まずは制度成立の背景についてみてみましょう。

弁護士、司法書士は、明治5年に公布された司法職務定制に端を発しています。この制度は府県がもっていた司法事務を司法裁判所に移管させ、中央集権体制を確立させることが目的だったとされています。フランスの制度を採用したといわれるその制度の中には「代言人」、「代書人」、「証書人」というものが定められており、それぞれが弁護士、司法書士、公証人の前身となっています。

代言人は、陳述などを本人に代わって行っていたようですが資格要件はなく、古くは奉行所へ提出する書類や手続きが不慣れなものに対して、聞き知った内容を伝授する宿屋の主人が代言人として活躍していたようでした。

代書人は、文字や文章が書けない者、又は手続きに不慣れな者等に代わり、訴状等の裁判関係書類を作成する事を職業としていました。

つまり、訴訟等に関する行政手続に不慣れなものに対する手助けを行うものとして、弁護士、司法書士が発生しています。



次は、公認会計士と税理士についてみてみます。

昭和 2 年に制定された計理士法によって誕生した計理士は、現在の公認会計士の前身です。税理士法の前身である、税務代理士法が制定された昭和 17 年よりも先立って制定されており、それまでは、弁護士や退職官吏とともに、税務代理行為も行っていました。税務に関する規定は何もおかれていなかったためです。無試験で公認会計士に税理士資格が与えられることとなった発端はここにあると考えられます。

税理士の前身は税務代理士です。公認会計士法の前身である計理士法の制定に遅れる事 15 年、当時の税務行政の混乱を解決し、円滑化することを目的として法制が整えられました。戦時下における増税により、間接税を含めて税制が複雑化したため、より専門的な知識と経験が求められるようになりました。また戦争により、税務官吏も出兵して人手不足となったため、民間にもその処理を求めたところも制度の発端の一つとなっています。また、税務代理士法が 2 月 23 日に施行されたために、2 月 23 日が税理士の日となっております。

	当初の名称	法の制定
弁護士	代言人	当初 明治26年 現行 昭和24年
司法書士	代書人	当初 大正8年 現行 昭和25年
公認会計士	計理士	当初 昭和2年(計理士法) 現行 昭和23年
税理士	税務代理士	当初 昭和17年(税務代理士法) 現行 昭和24年

おおもととなる法の制定は、弁護士が一番古く、明治 26 年ですが、みなそれぞれの社会的要請に基づいて法の制定がなされたため、ばらつきがみられます。しかし、現行法になったのは、全ての士業が 23 年から 25 年の間に集中しています。これは終戦後、新憲法が昭和 22 年に施行され、以降民主化への動きとして改正が行われたからと考えられます。

このように、社会の要請によってそれぞれの士業は形を変えて対応をしてきています。

受験資格	
弁護士	法科大学院の課程を修了したもの 司法試験予備試験に合格したもの
司法書士	なし
公認会計士	なし
税理士	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して3年以上になる者               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 税務監査における事務又はその他の監査における監査若しくは地方税に 関する事務</li> <li>ロ 行政機関における政令で定める会計検査、全額検査又は会社その他の団体の 経理に関する行政事務</li> <li>ハ 銀行、同済会社、保険会社又は特別の法律により設立された全額業務を営む 法人における政令で定める貸付けその他資金の運用に関する事務</li> </ul> </li> <li>二 法人（国又は地方公共団体の特別会計を含む。）又は事業を営む個人の会計 に関する事務で政令で定めるもの 亦 税理士若しくは税理士法人、弁護士若しくは弁護士法人又は公認会計士若し くは監査法人の業務の補助の事務</li> <li>三 弁護士、司法書士、行政書士その他の政令で定める法律上資格を有する者の 業務</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学若しくは高等専門学校 を卒業した者でその学校において法律学又は経済学を修めたもの又は同法律 第2項の規定により同法による大学を卒業した者と同等以上の学力があると 認められた者で財務省令で定める学校において法律学又は経済学を修めたもの</li> <li>3 司法試験に合格した者</li> <li>4 公認会計士法第11条第1項に規定する公認会計士試験の短答式による試験に 合格した者又は当該試験を免除された者</li> <li>5 試験委員が法律学又は経済学に関し前2号に掲げる者と同等以上の学力を 有するものと認定した者</li> </ol>

ここで、四つの士業のいくつかの要素の比較を  
紹介をしていきたいと思います。

まず、受験資格についてです。

弁護士には法科大学院の課程を修了したもの、  
司法試験予備試験に合格したもの、という要件が  
ついていますが、法科大学院も司法試験予備試験  
も受験資格要件はないために、誰でも簡単に受験  
することが可能です。司法書士、公認会計士に至  
っては受験資格要件がありません。

他方、税理士を見ますと、文字は小さいですが、  
一目瞭然で圧倒的に沢山の要件が定められてい  
ることがわかります。規制緩和が叫ばれる中で、  
このような状態を保っている事自体が、世の中の  
流れに取り残されているとも考えられます。

次は資格付与の方法についてみてみましょう。

資格付与	
弁護士	司法修習生の修習を終えた者
司法書士	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 司法書士試験に合格した者</li> <li>2 裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官若しくは検察事 務官としてその職務に従事した期間が通算して10年以上にな る者又はこれと同等以上の法律に関する知識及び実務の経験を有 する者であって、法務大臣が前条第1項第1号から第5号まで に規定する業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認め たもの</li> </ol>
公認会計士	公認会計士試験に合格した者（短答式による試験及び論文式 による試験の試験科目の全部について、第9条及び第10条の規 定により短答式による試験及び論文式による試験を免除された者 を含む）であって、業務補助等の期間が2年以上であり、かつ、 実務補習を修了し、内閣総理大臣の承認を受けた者
税理士	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 税理士試験に合格した者</li> <li>2 税理士法第6条に定める試験科目の全部について、同法第7 条又は第8条の規定により税理士試験を免除された者</li> <li>3 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む）</li> <li>4 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む）</li> </ol>

弁護士は、司法試験に合格し、司法修習を終了  
しなければ資格取得ができません。以前は大学教  
授に一定条件で資格が付与されていましたが、そ  
の制度は廃止されています。

司法書士は、司法書士試験合格者以外にも裁判所  
事務官、裁判所書記官など、通算10年以上在籍  
したものに資格が付与されます。これは、制度成  
立当初からある制度ですが、70歳を超える者や  
開業予定がないものには付与されないとされて  
います。

この点については、税理士にも見られる制度で  
すが「行政手続を熟知しているもの」への資格付  
与という方式です。しかし、裁判所書記官や検察  
事務官などが不動産登記に関して熟知している  
のかと言う点は疑問が残るところです。

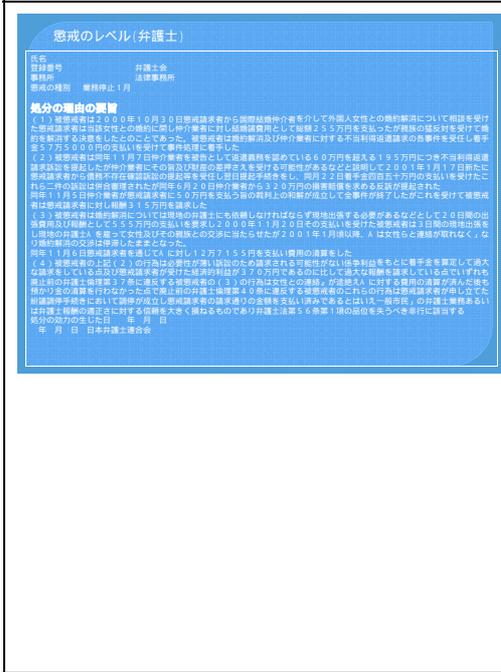
公認会計士は試験科目の一部免除制度はあり  
ますが、ハードルが厳しいものであり、ほとん  
どの人が試験を合格しない限り資格付与はされま



せん。

そして、我々税理士の制度はどうでしょうか？  
退職官吏や大学院修了による免除、弁護士や公認会計士の申請によるだけの登録と様々な入り口から資格取得ができるようになっていきます。受験資格は絞っているのに対し、実は沢山の入り口がある事になります。色々な視点の税理士が増えるといえ、聞こえはいいですが、適正素養がないものも紛れ込む事が可能なのが現行制度となっています。

しかし、税理士の扱う税法は非常に多岐にわたる為、試験を受けたからといって直ちに素養が生まれるとも言いがたい部分があるのも事実です。



次に懲戒のレベル、公開される開示内容について比較をしていきたいと思います。

四士業を比較すると、税理士のみ公開内容が非常に少ない事がわかるのですが、具体的に見ていきましょう。

まずは、弁護士です。文字が小さくてご覧になれないかと思いますが、処分に至ったまでの具体的な内容が「処分の理由の要旨」として詳細に開示されているという事を感じ取って頂ければと思います。なお、懲戒の事例は公開されているものを無作為に抽出したのですが、特定の方の名前をここであえて表示する事も無いと思しますので、一部、伏字に変えてあります



次に司法書士ですが、こちら「懲戒処分事由」として、具体的な内容が詳細に開示されております。

**懲戒のレベル(公認会計士)**

1. 懲戒処分概要  
 (1) 懲戒処分対象者及び内容 公認会計士 (登録番号: 号 住所: 兵庫県西宮市) 他3名  
 懲戒停止2年 (平成20年7月18日から平成22年7月17日まで)

(2) 懲戒処分理由  
 公認会計士は、電帳の平成19年3月期から平成17年3月期の財務書類に係る監査において、それぞれ、期首の注意を振り、重大な会計上の不正の疑念を有する財務書類を重大な過誤の疑いありとして証明した。

2. 事案の概要  
 電帳は、単体の財務書類について、子会社及び関連会社等(以下「子会社等」という。)の過大計上及び関係会社損失勘定の計上と並び、平成19年3月期から平成17年3月期の各期において、それぞれ純資産を約100億円以上過大に計上した重大な会計上の不正の疑念を有する財務書類を提出した旨を証券取引委員会へ報告した。

(1) 公認会計士及び 公認会計士について  
 (a) 電帳が行った子会社等に対する監査について  
 電帳は、平成19年3月期決算において、事業年度で累積欠損金の解消を目指した事業計画を作成し、当該事業年度の計画に基づいて監査を実施した。監査以降、事業年度の計画と実績との乖離が顕著となり、会計処理の方針を修正し、平成19年3月期まで複数の会計処理を行った。更に、平成19年3月期以降、実績が事業計画に比べて大幅に低下している子会社について、平成19年3月期までに得られる利益では解消困難と考えられる累積損失勘定を減額していた。また、平成17年3月期には少なくとも「累積欠損金の解消が困難な子会社等」については、何れも計画の利益額を過大に勘定中心の差額を減額していた。

このため、電帳の会計処理では、期首勘定に比して累積損額が著しく増え、かつ十分な証拠により期首勘定にまで追及が図られなかった子会社等について、期首又は繰越勘定までの減額が行われていなかった。当該公認会計士2名は、電帳の子会社等株式の減額の方法については表明していたが、当該会計処理が金融商品会計基準の範囲内の会計処理であると誤認し、平成19年3月期決算発表で、電帳の会計処理の正当性を会計処理を行うことを認めなかった。

(b) 子会社等株式の減額可能性の検討の範囲について  
 当該公認会計士2名は、平成19年3月期から平成19年3月期まで、電帳の子会社等のうち、累積欠損金額が大きい11社ないし16社について、減額可能性を判断し、その結果、事業計画を入手した子会社等以外には、減額の必要な子会社等が存在していたことを見過すなど、子会社等の減額可能性について十分な検討がなされなかった。

(2) 公認会計士及び 公認会計士について  
 公認会計士は平成19年3月期から平成17年3月期において、公認会計士は平成19年3月期及び平成17年3月期について、期首に電帳の監査報告書の監査担当として署名していた。電帳の子会社等株式に関する会計処理の方法は監査報告書に明記されており、当該公認会計士2名もその内容は確認していたが、「(1)の公認会計士等の判断にない、電帳の会計処理を認められた。また、子会社等の減額可能性の検討について、監査報告書の記載と一致が行われていたことから、当該報告書の過誤の割合が2%以下に達している子会社等のうち、事業計画を入手した会社が一部しかなかったことを見過した。

次の公認会計士の事例も「事案の概要」としてご覧のように開示されております。

**懲戒のレベル(税理士)**

氏名 年月日 年月日  
 氏名 電話番号  
 事務所  
 住所  
 処分内容 税理士業務の執行及び第48条の規定に基づき、平成20年6月25日から税理士業務の禁止の処分を行った。  
 平成20年6月25日 年月日

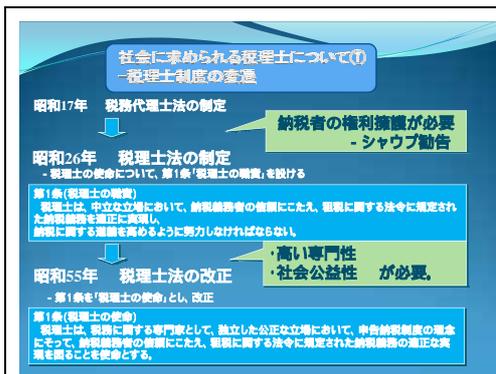
それでは、税理士の場合はどうでしょう？  
 ご覧のように処分内容の開示のみです。どんな事由で、懲戒へ至ったのかが不明確なものとなっております。

以上のように比べてみると、規制緩和の流れや消費者保護の観点から、我々を支配する税理士法は周辺の士業と比べて特徴的なものとなっております。

社会的要請から税理士という職業が発生している以上、社会に求められる税理士像を考えなければならない時期に差し掛かっているのかもしれない。

しかし、法改正は簡単にできるものではありません。近く平成23年に行われるという改正に向けて検討しなければならない課題は今見ただけでも散見されます。

それでは、その社会に求められる税理士について考えていきたいと思います。

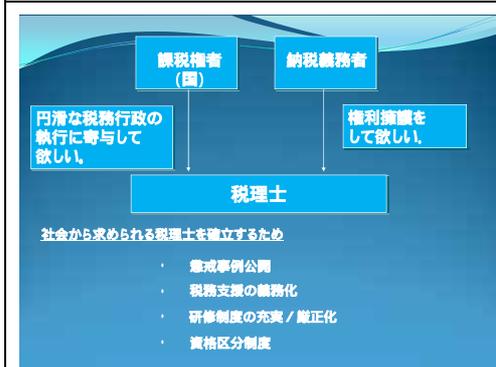


次に、税理士が社会から何を求められているかについて、税理士制度の変遷から見ていくことにします。税理士制度は、税務行政の円滑な執行を目的として戦中である昭和17年に施行された税務代理士法が起源となっております。

ただし、この税務代理士法は税務行政に円滑な執行に重点をあてたものであり、戦後において民主的な納税システムの根本となる申告納税制度を運営する上では、納税義務者の権利擁護と中立の立場が必要とされ、それを職責として定めた税理士法が昭和26年に制定・施行されました。

さらに昭和55年において、社会から税理士が求められているものが、高い税務専門性および、申告納税制度を確立するための社会公益性であることを明確化するため、第1条の「税理士の職責」が「税理士の使命」として改正されています。

制度の変遷を見ていきますと、国や納税者それぞれに、税理士が求められていることが次のように区別されます。



国からは円滑な税務行政の執行に寄与するよう求められており、納税者からは自分たちの権利擁護をするよう求められています。

こうした二つの観点から、社会から求められる税理士を確立するため、今必要とされることを4つあげていきたいと思ひます。

最初に懲戒事例公開、続いて税務支援の義務化、そして研修制度の充実、厳正化、最後に資格区分制度について、順をおって説明させていただきたいと思ひます。

<p><b>懲戒権</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「独立した公正な立場」を守るには... →懲戒権が必要</li> <li>現在は... →税理士法第45条違反により...</li> <li>→違反をした時の適用条文のみの公開</li> </ul>	<p>「独立した公正な立場」を守るには会独自に「懲戒権」が必要と考えます。</p> <p>それには、現行の懲戒制度からどのように変えていく必要があるのか検討しました。</p> <p>まず、懲戒事例の公開については、冒頭でも触れましたが、氏名その他、現行は「税理士法第45条違反」といった、適用条文のみとなっています。</p>
<p><b>懲戒権</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公認会計士、弁護士、司法書士は懲戒の事例が公開されている。</li> <li>提案 →懲戒事例の公開</li> <li>→脱税・まう助の抑止力</li> <li>→因らざる懲戒を受けるということの防止</li> </ul>	<p>これについて公認会計士、弁護士といった他士業の懲戒処分の公開と同じく、「どういう事例で懲戒となったのか」というところまで公開することが必要ではないでしょうか。</p> <p>他の会員にとっても「このような事例が懲戒処分の対象になる」ということを知ることによって、単に脱税・まう助の抑止力となるばかりでなく、「因らざる懲戒を受ける」というようなことを防ぐことが期待できます。</p>
<p><b>資質の向上の施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別研修</li> <li>1. 倫理研修 →受講しないと復帰できない</li> <li>2. 税法(事例に応じて) →当該税法の研修を受けないと復帰できない</li> <li>似たような制度としては... →問題のある学校教員の「再研修制度」</li> </ul>	<p>次に、懲戒の公開を拡大するだけでなく、懲戒処分の再発防止が必要です。後述の研修制度の充実・厳正化と関連して提案したいと思います。</p> <p>懲戒処分を受けた会員は、職業倫理について必ず研修を受けないと復帰できないとします。通常の研修に加える形を想定します。</p> <p>また、事例に応じて、処分の原因が税法(手続)の解釈誤り、運用誤りの場合、当該税法の研修も受けないと復帰できないとします。</p> <p>全体のイメージとしては最近マスコミなどで報じられている「学校教員の再研修制度」に近いと考えます。</p> <p>税理士会が独自に懲戒権を持つことは「一貫した会の自浄機能」を達成すると考えます。</p>

<p><b>国への効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 中立公正な申告による税源の適格なる賦収。</li> </ul> <p>納税支援の義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 従事者数の増加</li> <li>→ 円滑な申告の助助け</li> <li>→ 円滑な納税の達成</li> </ul> <p>➡ 国からの信頼</p>	<p>税務支援の義務化は、多くの税理士が無料相談等に参加することにより、税の知識が乏しい納税義務者への申告機会を与えると共に、国は税務行政の根本ともいえる税金の徴収を円滑かつ遅滞無く達成することができます。</p> <p>これにより申告納税制度の理念を踏まえた、税理士による公正な申告業務は、国からの信頼を得ると共に、この信頼がやがて税理士及び税理士会への運営規律等の規制緩和へと繋がることになると考えます。</p>
<p><b>納税者への効力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 確定申告期の無料相談だけでなく積極的に</li> </ul> <p>→ 納税支援の義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 的確な税の知識と申告納税制度の理解</li> </ul> <p>➡ 個人の税理士では限界がある…</p> <p>税理士会の全面的なバックアップ体制の必要性</p>	<p>税務支援の義務化は、多くの納税者に適格な税の知識と申告納税制度への理解を深めることに繋がります。</p> <p>しかし、現行のような確定申告期の無料相談のみでは、納税者からの要望と信頼に応えることは困難と思われます。そのためには、もっと税務支援を拡大し、納税者の意に添うべきであると考えます。</p> <p>ただ、税務支援を拡大するにあたり個々の税理士の努力では限界があります。これを実現するためには、税理士会が主体となり全面的なバックアップ体制を執ることが不可欠です。税務支援の拡大は納税者に税理士を周知し、納税者へ税理士の社会的存在意義を大いにアピールすることを可能にすると考えます。</p>
<p><b>税理士の資質(能力)のチェック</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 税務支援の義務化により…</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 税理士の資質の向上を促すこととなる。</li> <li>→ 資質のない税理士の淘汰！</li> </ul>	<p>税務支援の義務化は、税理士の資質(能力)の向上を余儀なくさせると共に、資質のない税理士は淘汰されていくでしょう。研修等による自己資質の向上と、一般社会に受け入れられる品位保持の認識を税理士が改めて再確認すべきであると考えます。</p>

## 研修制度の充実・厳正化

なぜ研修制度は必要か？

社会に求められる税理士を確立するため

- 税理士に対する社会的要請
- ①国にも納税者にも信頼されること
- ②適正な納税システムの実現に寄与すること
- ③納税者の財産権を保護すること
- ④租税教育すること
- ⑤税法自体の妥当性を問うこと

—社会的要請に応えるためには、さらなる研修制度の充実・厳正化が必要

次に、『研修制度の充実・厳正化』を考えてみたいと思います。

社会に求められる税理士制度を確立するためにはまず次の五つのことを達成させることが必要だと考えます。

その五つとは 国にも納税者にも信頼されること 適正な納税システムの実現に寄与すること 納税者の財産権を保護すること、すなわち不当な侵害から財産を守ること 納税者等に対する租税教育 税法自体の妥当性（公平性）を問うことです。

そのためには、何が必要なのか？様々なことが考えられますが、ここでは、『研修制度』について考えます。

## □ 研修制度の充実

提案1

「目的別に研修制度を考える」

①実務研修 ②倫理研修 ③サービスマナー研修 ④教養研修

提案2

「税務修習生制度」の創設

## □ 研修制度の厳正化

提案3

「更新制度」の創設

社会に求められる税理士を確立するためには、すべての税理士が一定水準以上の知識や情報を持つことが必要とされます。誤った知識や情報を持つ税理士が存在することは、税理士全体の社会的信用を失墜させることに繋がります。このことを達成させるためには研修制度を充実・厳正化する必要があります。

では、現行の研修制度には問題があるのでしょうか？日々複雑に変化をする社会情勢の中で改正されていく税法や解釈、E-tax などのあらたなシステムの導入といった流れに、現行の研修制度だけで、対応しきれerのでしょうか？また、当初予定していなかったような商売が成り立つ現在、そのような多種多様な業種に対応できるのでしょうか？現在、どれだけの税理士が研修制度に満足しているのでしょうか？

そこで、研修制度の充実・厳正化を図るべく 3 つの提案を行いたいと思います

まず最初の提案は、研修制度を目的別に区分し、必要な研修を考えることにより、研修制度の充実を図るというものです。例えば、現在行われている研修を実務研修とし、その他、倫理感・道徳などの倫理研修や、ビジネスマナーや文化、歴史、美術などにふれる任意研修としての教養研修などであっても面白いかもしれません。

ふたつめの提案は、司法修習制度のような法律に基づいた、税務修習生制度の創設です。

現行の登録研修は法的な強制力もなく、研修を受けなくとも実務を行ってしまいます。この状況では、誤った認識や知

識の偏りのある税理士が増え一定水準を保てないのではないかと考えます。そこで、1年間は税務修習生として、税務手続や書類作成のレクチャーを受け、実際の案件を題材に実務家の指導のもと実務の基礎を学ぶといったような、税理士として素養・実務感覚を養えるような研修が望ましいと思われる。

最後に更新制度を創設することにより研修制度の厳正化を図りたいと思います。

これは、一定年度に一定単位数を取得しない場合、資格が停止される、つまり更新されないという制度になります。例えば、3年間で一定数の累積単位数を取得しなければならず、もし取得できない場合は、試験を行い、その結果次第では更新できなくなるということが想定できます。厳正化を諮ることにより税理士としての品質の保持に繋がると考えます。

これらの3つの提案を行うことにより、研修制度の充実・厳正化を達成することができ、社会に求められる税理士制度を確立することが出来ると思います。

### 資格区分の提案

#### 会計税理士

- 法人税
- 所得税  
(譲渡所得を除く)
- 消費税など

#### 資産税税理士

- 相続税
- 贈与税
- 譲渡所得等

社会に求められる税理士を確立するために、現在の税理士登録制度を維持するのであれば、「資格区分制度」を提言したいと思います。例えば、相続税、贈与税、所得税の譲渡所得の税務代理ができる「資産税税理士」と、それ以外を網羅する「会計税理士」に資格を区分してはどうかと思います。

イメージとして、医師のように内科や皮膚科など、より細かく専門分野に分ける方法もありますが、まずは、最低でも2つに分けるべきではないかと考えます。ただし、どちらか一方のみしか選択できないのではなく、複数取得も可能にすべきだと考えます。

社会に求められる税理士になるためには、会計及び租税のスペシャリストとしての知識の習得が必要不可欠です。しかし、特に租税においては、すべての税理士が、すべての税法を網羅し、スペシャリストとしての知識を有していると断言できるでしょうか。断言できない理由の一つに、登録時における問題があると考えられます。土業の比較でもありましたが、税理士は様々な方面からの登録が可能な資格です。ここでは、3つの方面からの登録について、資格区分制度を提言する理由を述べたいと思います。

### 資格区分制度を提言する理由

1. 公認会計士及び弁護士の登録

2. 税理士試験

3. OB税理士の登録

まず、第一に、公認会計士及び弁護士の登録についてです。公認会計士及び弁護士は、税理士と同様に、各分野に精通した職業専門家として、その存在意義が認められています。そして、公認会計士及び弁護士は、税理士として必要な知識を有すると認められ、申請をすることによって税理士登録が可能です。

公認会計士試験では、会計に関する専門知識が問われ、その試験に合格をしたことで、会計のスペシャリストとしての知識があると認められてい

ます。ただ、租税についてはどうでしょうか。法人税を中心に一定の税法は出題範囲の中に存在しますが、相続税及び贈与税などは出題範囲から除外されています。同じように司法試験では、法律に関する知識は問われますが、会計に関する知識は問われません。この様な現状においても、公認会計士及び弁護士は、登録した日から相続税や法人税の税務代理が可能になります。やはりこれでは、税理士としての品質を保持することができません。従いまして、公認会計士は会計税理士に登録し、弁護士は資産税税理士に分けて登録していただくことが必要ではないのでしょうか。

第二に、税理士試験に合格した者の登録についてです。税理士試験は試験科目が十一科目に分かれています。現在は、五科目の試験に合格すれば税理士登録できます。ということは、「相続税法」や「所得税法」に合格しなくても、資産税の税務代理が可能になります。

税理士として実務を積んだ者であっても、税法は範囲が広く、全ての税法に精通するのは困難です。相続税の申告に至っては、統計により平均すると、一人の税理士が二年に一度しか申告書の作成ができません。そのような意味においても、合格した科目などに準じて、会計税理士と資産税税理士に分けてはいかがでしょうか。

第三に、いわゆるOB税理士の登録についてです。税務署員は、特定の部署に長い間、所属することが多く、他の部署においては、全く経験がないという例も少なくありません。しかし、実務を経験したことがない税法について、登録したら税務代理ができてしまうのが現状です。特定国税の賦課事務に従事したことを、税理士業務に生かしていただくことは、税理士の品質の向上にもつな

	<p>がります。そのような意味においても、従事した賦課事務に準じて、会計税理士と資産税理士に分けてはいかがでしょうか。</p>
<div data-bbox="288 450 659 501" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> <b>資格区分制度のメリット</b> </div> <div data-bbox="245 528 699 589" style="background-color: #e0f2f7; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>1. 納税者が税理士を判断する基準の増加</b> </div> <div data-bbox="245 600 699 660" style="background-color: #e0f2f7; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>2. 税理士がスキルを向上させる意欲の増加</b> </div> <div data-bbox="245 672 699 732" style="background-color: #e0f2f7; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>3. 資産に関する専門家としての地位向上</b> </div>	<p>以上のような問題点を解決するために、私たちの提言する資格区分制度が導入されますと、次のような効果が得られます。</p> <p>まず、納税者が税務相談や申告の依頼をする際、税理士が専門分野に分かれていることによってどの税理士に依頼するか、その判断基準が増えることとなります。</p> <p>また、税理士の専門性が高まることにより、誤った申告をするなどの納税者が不利益を被る可能性を抑制することにもなります。そして、増加傾向にある税務訴訟も、専門に特化した税理士が対応するようになれば減少すると思われます。</p> <p>さらに、税務に責任のない銀行や不動産関連会社で、納税者が不利益を被る可能性があることを伝えないで、商品の契約や販売をしている現状もあります。税務の専門家である税理士を専門分野に分け、それを周知することができれば、税務の知識が必要な領域に、他業種が踏み入れにくい状況を作ることが出来ると考えます。</p> <p>このような資格区分制度を確立するためには、税理士法改正により社会に明確にすることが望ましいと思われます。しかし、さまざまな調整が必要となり、現実に法律が改正されるには、かなりの時間と労力を要すると考えられます。やはり、まずは現状の税理士法の枠内で、資格内資格として、資格区分をしていくことが現実的です。そのためには、税理士会会則の改正をする必要がありますが、会則の改正には財務大臣の認定が必要となり、税理士だけで改正をすることができません。</p>

	<p>このような制度を実現のさせるためには、前提として税理士が、独立した立場で国や納税者から信頼されなければなりません。その信頼を得たうえで、税理士会が自治権を獲得し、資格区分などを通じて、税理士の社会における確固たる立場を確立していかなければならないと考えます。</p>
--	--

## 最後に

□ 自主規制が生むもの。

→国から信頼される税理士

→納税者から信頼される税理士

←自ずから勝ち取れるのでは...?

以上見てきたように、税理士が自主的に会則などを改め、研修や税理士としてすべき事を定めるような規制を行い、それがしっかりと達成されれば、国からも納税者からも信頼されるような税理士の地位が確立するでしょう

そういった地位を目指せば、おのずから自治権を勝ち取る事ができる税理士になれるのではないのでしょうか。

しかし、国と納税者の信頼を同時に叶えることができるのか...、国からの信頼とはなにか？そういった問題点の指摘も聞かれます。

今回のこの発表は一つの提案です。この内容は皆さんが日常的に持っている税理士像とは異なる場合もあるかもしれませんが、その感覚こそが明日の税理士を変える原動力となると思います。

この後、この発表をきっかけとして、少し皆さんの意見をうかがってみたいと思います。

そんな提案をしつつ今回の発表を終えさせていただきます。

## ご清聴ありがとうございました

この後のディスカッションで  
皆様の意見を  
お聞かせ下さい。

本日の発表者(パワーポイントの部)  
前田 昇教(半田支部) 重富久夫(名古屋北支部)  
舟橋 武史(千種支部) 鈴重和美(昭和支部)  
土屋 広高(昭和支部)  
名古屋青年税理士連盟

ご清聴ありがとうございました。